

ID: 213

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	指定の更新		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町下水道排水設備指定工事店規則 第9条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年規則第117号		
<p><b>【根拠条文】</b> (指定の更新)</p> <p>第9条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、町長の指定する日までに下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日